

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 7 年 1 0 月 1 日現在

小鹿野町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 2 6 年法律第 7 8 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1 号 事業	2 号 事業	3 号 事業	4 号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
○				下小鹿野の一部	無	令和 4 年度～令和 8 年度	三島地区の環境を守る会
○				飯田の一部	無	令和 4 年度～令和 8 年度	上飯田環境保全活動委員会
○				般若の一部	無	令和 4 年度～令和 8 年度	般若地区の環境を守る会
○				下小鹿野の一部	無	令和 5 年度～令和 9 年度	奈倉
	○			第 5 区、第 6 区	無	令和 7 年度～令和 11 年度	長若第一集落
	○			馬上	無	令和 7 年度～令和 11 年度	馬上集落
	○			八谷	無	令和 7 年度～令和 11 年度	八谷集落
	○			富田、大石津	無	令和 7 年度～令和 11 年度	富田大石津集落
	○			上飯田	無	令和 7 年度～令和 11 年度	上飯田集落
	○			第 1 0 区	無	令和 7 年度～令和 11 年度	旗居集落
	○			第 1 1 区	無	令和 7 年度～令和 11 年度	番場集落